

定款において理事長のみに代表権を制限していますか？

・・・ 定款記載例：（職務） 第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

YES

法人の現状から、理事長のみが代表権を持つことが適していますか？

YES

NO

●登記の変更が必要です（定款の変更は不要です）

- ・【改正 NPO 法、改正組合等登記令による登記変更】
理事長以外の理事の代表権喪失による登記の変更
- ・【通常の登記】
理事長の就任
理事長の重任

代表権を、理事長以外の理事も持ちたい。

●定款の変更が必要です。

- 定款記載例 1:（職務） 第〇条 理事全員は、この法人を代表する。
2 理事長は、この法人の業務を総理する。
- 定款記載例 2:（職務） 第〇条 理事長及び常務理事は、この法人を代表する。
2 理事長は、この法人の業務を総理する。

【登記までの準備・手続き】

- 1 理事会で、理事の代表権の制限について審議。
*この機会に、「代表権の制限」以外の定款変更をする必要があるかどうか、検討したらいかがでしょうか。
- 2 社員総会で定款変更の承認
- 3 所轄庁へ定款変更の認証申請 *申請後、2 力月間の縦覧
- 4 所轄庁より認証の通知 *申請後、4 力月以内に認証
- 5 代表権を持つ理事の登記
*理事の内、代表権を持たない理事があるときは、その理事の代表権喪失の登記も必要です。

「理事の代表権の制限」に関する登記は、改正 NPO 法施行後、6 力月以内にします（2012 年 10 月 1 日までに登記完了）。ただし、他の登記をするときは、同時にこの登記もしなければなりません。
登記を怠った場合は、20 万円以下の過料に処せられることがあります。

NO

理事長以外の理事も法人の代表権を持っている。

●定款と登記の変更は不要です。

通常の登記は必要です。

定款の変更や登記のことなど、ご相談がありましたら、お気軽にお尋ねください。

NPO 法人 ぎふNPOセンター TEL 058-275-9739